

香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 3月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第33号

香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例

香川県職員退職手当条例（昭和29年香川県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
附 則			附 則		
<p>26 <u>平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に退職した者（公立学校職員の給与に関する条例の適用を受ける職員に限る。）</u>であって、退職年度における年齢が、退職の日において定められているその者に係る定年から<u>10年を減じた年齢以上かつ6年を減じた年齢以下</u>であるもの（その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものに限る。）に対する第4条の2第1項又は第4条の3第1項の規定の適用については、第4条の4の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>26 <u>15年以上勤続して平成17年4月1日から平成19年3月31日までの間に退職した者</u>であって、退職年度における年齢が、退職の日において定められているその者に係る定年から<u>20年を減じた年齢以上</u>であるもの（その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものに限る。）に対する第4条第1項、第4条の2第1項又は第4条の3第1項の規定の適用については、第4条の4の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条の2第	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額	第4条第1項	という。)	という。)及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職年度における年齢との差に相当する年数（当該年数が10年を超える場合にあつては、10年とする。）1年につき100分の2（退職年度における年齢が、退職の日において定められているその者に係る定年から3年を減じた年齢以下である場合にあつては、100分の3）を乗じて得た額の合計額
第4条の2第	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額	第4条の2第	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額

1項		に退職の日において定められているその者に係る定年と退職年度における年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の3</u> を乗じて得た額の合計額
第4条の3第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職年度における年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の3</u> を乗じて得た額の合計額
第4条の3第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職年度における年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の3</u> を乗じて得た額の合計額に、
第4条の3第	略	

1項		に退職の日において定められているその者に係る定年と退職年度における年齢との差に相当する年数（ <u>当該年数が10年を超える場合にあっては、10年とする。</u> ）1年につき <u>100分の2</u> （退職年度における年齢が、退職の日において定められているその者に係る定年から3年を減じた年齢以下である場合にあっては、 <u>100分の3</u> ）を乗じて得た額の合計額
第4条の3第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職年度における年齢との差に相当する年数（ <u>当該年数が10年を超える場合にあっては、10年とする。</u> ）1年につき <u>100分の2</u> （退職年度における年齢が、退職の日において定められているその者に係る定年から3年を減じた年齢以下である場合にあっては、 <u>100分の3</u> ）を乗じて得た額の合計額
第4条の3第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職年度における年齢との差に相当する年数（ <u>当該年数が10年を超える場合にあっては、10年とする。</u> ）1年につき <u>100分の2</u> （退職年度における年齢が、退職の日において定められているその者に係る定年から3年を減じた年齢以下である場合にあっては、 <u>100分の3</u> ）を乗じて得た額の合計額に、
第4条の3第	略	

1項第2号イ

1項第2号イ

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。